

【研究ノート】

中国における公訴時効（訴追時効）制度への検察官の意見に対する考察
—検察官へのインタビューを通じて立案との関係を中心に—

Study of the Prosecutors' opinion on Prosecution System in China:
Focusing on the Relationship with Planning through Interviews with Prosecutors
关于中国检察官对其追诉时效制度意见的研究
—以对检察官的采访为方法，以与立案的关系为中心—

高橋 孝治

【内容提要】 在中国，经过追诉时效期限不被判定为有罪的情况非常少。因此，中国的追诉时效制度有着被指出事实上已经不存在了等诸多问题。那么，会运用到追诉时效制度的检察官如何看待这一制度呢，本文即就追诉时效制度采访多名中国检察官，对采访结果进行的分析研究。但是由于编幅有限，本文只围绕该制度与立案的关系为话题进行分析研究。本文得出的结论是至少有关追诉时效制度，中国检察官就相关条文知道的很少，尽管开始工作的时候被告知过但还是有限实际上的情况而运用该制度。

【キーワード】 訴追時効制度 法実務 刑事法 制度とインタビュー

【关键词】 追诉时效制度 法实务 刑事法 制度与访问

※本稿において〔 〕は直前の単語の中国語原文を表し、原則として初出にのみ付した。なお「告発」のみ日本語のそれと区別するため全てを「告発[控告]」と表現している。

1. はじめに

(1) 問題の所在

公訴時効制度とは、犯罪の発生から一定期間が経過すると訴権が失われ、どんなに有罪の証拠が揃っていても、起訴ができなくなるという制度である。中国では訴追時効制度〔追訴時効制度〕という名で公訴時効制度が導入されている（以下、「中国の公訴時効制度」を示すときは「訴追時効制度」と呼ぶ)¹⁾。ところで、訴追時効制度の根拠条文は、中国の刑法（1979年7月4日公布、1980年1月1日施行（これは「79年刑法」と呼ばれている）。1997年3月14日全面改正、同年10月1日改正法施行（これを「97年刑法」という）。2017年11月4日最終改正・改正法施行）であり、その具体的条文は、以下の通りである。なお、中国の「人民检察院」は日本の「検察庁」に、中国

の「公安機關」は日本の「警察」に、中国の「人民法院」は日本の「裁判所」にそれぞれ相当する。

97年刑法

第87条 犯罪は以下の期限を経過したら訴訟提起できない。

(一) 最高法定刑が5年未満の有期懲役の場合、5年。

(二) 最高法定刑が5年以上10年未満の有期懲役の場合、10年。

(三) 最高法定刑が10年以上の有期懲役の場合、15年。

(四) 最高法定刑が無期懲役、死刑の場合、20年。20年を経過しても訴訟提起が必要な場合は最高人民检察院に報告しその許可を得なければならない。

第88条 人民検察院、公安機関もしくは国家安全機関が立案捜査を始めた後、または人民法院が事件を受理した後、捜査または裁判から逃れた場合は、訴追時効の制限を受けない。

被害者が訴追期限内に告発〔控告〕した場合において、人民法院、人民検察院または公安機関が立案すべきであったにも関わらず立案しなかった場合は、訴追時効の制限を受けない。

第89条 訴追期限は、罪を犯した日から起算する。犯罪行為が連続または継続の状態にあるときは、犯罪行為の終了日から起算する。

訴追期限内に再び犯罪を行ったときは、前罪の訴追期限は後罪を犯した日から起算する。

訴追時効制度で特に問題となるのが97年刑法第88条の条文である。中国の司法実務では、この条文を根拠に、基本的に「立案や告発〔控告〕がなされれば訴追時効にかかることはない」という処理がなされている（高橋 2016:83）。立案とは、公安機関や人民検察院、人民法院が犯罪が起こっていると認知し、その犯罪を追及するか否かもしくは訴訟活動を行うか否かを決定する手続きである（王 2012:213；陳 2014:105）²。また、告発〔控告〕は日本の告発とは異なり、「被害者およびその近親者あるいは訴訟代理人が人身あるいは財産の権利の犯罪事実あるいは犯罪嫌疑者を公安や司法機関に対し報告し侵害者の法律責任を追究する行為」を言う（樊 2009:344；王 2013:183）³。

さらに、それだけにとどまらず訴追時効を立案時から起算しても、時効期間が経過している事件で、弁護人が「訴追時効が経過している」旨を主張しても、その主張がまるでなされていないかのように無視をして有罪判決を出した例なども存在する（高橋 2017:52～53）。このように、訴追時効制度は、そもそもが「『訴追』時効」ではなく「『立案もしくは告発〔控告〕』時効」となっていたり、条文が無視されることがあるなどの問題

を抱えている。

それでは、実際にこのような訴追時効制度を運用する現場の者たちはどのように感じているのだろうか。本稿は、訴追時効制度に関して、中国の検察官数名にインタビューを試み、その結果に基づき、訴追時効制度をさらに考察すること目的とする。中国では、内部者にしか知らされていない実務運用規則などが存在しており、検察官という内部者の意見も参照して法制度を考察することは必須の作業である。しかし、これまで訴追時効制度についてそのような研究はなされてこなかった。

また、訴追時効制度は、「一定期間を経過した場合、起訴できなくなる」という制度であり、事件を不起訴として処理する場合もある。そのため、刑事訴訟上では「訴追時効によって有罪とはならなかった例が非常に少ない」からといって、「中国では訴追時効が事実上認められていない」とは必ずしも言えない。公安や人民検察院内部で不起訴として処理をした案件も確認する必要がある。本稿は、これらのうち人民検察院の内部処理を明らかにするという側面もある。

(2) インタビューの手法

本稿が研究の素材とするのは中国の検察官へのインタビュー結果である。本稿におけるインタビュー結果は以下の6人から得た。

本稿での表記	勤務地	年代	聞き取り日時
A氏	天津市内	20代	2018年1月12日
B氏	福建省内	20代	2018年2月4日
C氏	北京市内	30代	2017年12月21日
D氏	山西省内	30代	2017年12月20日
E氏	新疆ウイグル自治区内	30代	2019年3月9日
F氏	北京市内	50代	2019年3月9日

筆者はこれらの6人以外にも、2人の検察官（それぞれ甘肃省内で勤務している30代、江蘇省内

で勤務している40代）にインタビューを試みたが、「外部に情報は出せない」とのことでの回答は得られなかった。

インタビューでは、基本的に「訴追時効完成と判断されたことにより、訴追されなかつた例を見たことがあるか？」、「一度立案されればそれのみで訴追時効の制限を受けないとの実務運用がなされていると感じるか？」、「中国の訴追時効制度は改正されるべきと考えているか？」などの質問を行い、疑問がある回答をした場合、深く確認するという手法をとった。

これらにより訴追時効制度を考察するのに有用な情報を得られたとは考えているが、残念ながら紙幅の都合もあり、本稿では得られた情報全てを考察の対象とすることはできない。そこで、本稿は97年刑法第88条の訴追時効と立案との関係を中心に考察を行い、その他の話題は稿を改めて行うこととする。

2. 訴追時効制度と立案との関係

（1）訴追時効制度と立案制度の関係概要

1. (1) でも述べた通り、訴追時効制度は、97年刑法第88条の規定により、事実上「立案もしくは告発〔控告〕時効制度」と呼ぶべき制度となっている。ところで、刑法第88条第1項の文言は、「人民検察院、公安機関もしくは国家安全機関が立案捜査を始めた後、または人民法院が事件を受理した後、捜査または裁判から逃れた場合は、訴追時効の制限を受けない」となっている。そのため、刑法の文言通りに解釈すれば、立案のみではなく、立案がなされ、さらに「(被疑者が)捜査または裁判から逃れた場合」に初めて訴追時効にからなくなるはずである（郭 2002：73）。しかし、中国の司法実務は基本的に、この要件を考慮しないという解釈方法を取っている。

なお、中国の裁判結果は、「その事案に対する判断例」という意味を込めて「案例」と呼ばれている。すなわち、中国の「案例」には制度上も

事実上も一般的な法的拘束力が認められていない（鮎京 2009：24；高見澤＝鈴木〔ほか〕2016：304－305）。つまり、案例は、類似する別の事案に対し拘束力を持たないのである。その意味では、中国では訴追時効制度の解釈について、様々な判断がなされていても制度上問題ない。それにも関わらず、97年刑法第88条第1項の解釈については、基本的に「立案のみをもって訴追時効の制限にからならない」という解釈で一致している。中国には非公開の法が存在していると言われており（小口 2003：87 および 115）、97年刑法第88条第1項の解釈についても、非公開ながら解釈方法を示した指針が存在している可能性があると考えられる（高橋 2016：96 の註 40）。

また、訴追時効により有罪ではないと判断されにくいことについては、筆者は以下のような指摘をしたことがある（高橋 2017：54）。最高人民法院の《中華人民共和国刑事訴訟法》の適用に関する解釈〔最高人民法院关于适用《中华人民共和国刑事诉讼法》的解释〕（2012年12月20日発布。2013年1月1日施行。以下「12年解釈」という）第241条（八）には「犯罪が訴追時効の期限を経過しており、かつ訴訟提起が必要でない場合……審理中止の裁定をしなければならない」という規定が存在している⁴。この条文により、単に訴追時効の期間が経過したのみではなく、訴追する必要がないという要件が加えられているのではないだろうか。いわば、刑事訴訟法の規定を、12年解釈という司法解釈が上書きしてしまっている可能性があるということである⁵。

訴追時効制度と立案を巡る問題については、上記のような議論がこれまでにあった。

（2）立案により訴追時効にからなくなること

1. (1) で述べたように、訴追時効は完成しにくいものとなっている。では、人民検察院の内部ではどのように処理がなされているのだろうか。今回のインタビューでは、対象6人中5人が「訴

追時効完成により不起訴となった例を見たことがない」と回答した（A 氏、C 氏、D 氏、E 氏、F 氏回答）。しかも、「訴追時効完成による不起訴の事例は非常に少ない……（そのような）事例の具体例を探すのは非常に困難」といった回答まで得られた（F 氏回答）。B 氏だけは、訴追時効の完成により不起訴となった事例を見たことがあるとの回答をくれた。刑事訴訟中でも訴追時効の完成により有罪とされなかった場合は、その数は少ないものの確かに存在しており（高橋 2018：81）、事例が全く確認できないわけではない。今回のインタビュー結果からも、訴追時効の完成で不起訴となる場合は、非常に数が少ないと言えるだろう。また、訴追時効の完成により不起訴となった事例を見たことがある B 氏ですら、「立案されればそれのみで訴追時効にかかることはない」との取り扱いが存在していることに同意している。

そして問題となるのは、97 年刑法第 88 条第 1 項の文言上、「立案捜査を始めた後……捜査または裁判から逃れた場合」にはじめて訴追時効の制限を受けなくなるはずであるにも関わらず、やはり多くの実務現場でも単なる「立案」のみで訴追時効にからなくなると認識されている点である（B 氏、D 氏、E 氏、F 氏回答）。これに対し、C 氏だけは、「立案がなされた後、容疑者を訴追する必要があるかないかを判断することも重要な要件」であると述べ、さらに訴追の必要がなければ時効完成と同様の効果を与えるとしている。この「訴追が必要であるか否か」を判断している点は、12 年解釈第 241 条（八）の規定を想起する。もっとも、12 年解釈第 241 条（八）の規定は、訴追時効が完成している事件に対し、人民法院が判決を出すための規定である。そのため、人民検察院内部の判断に 12 年解釈第 241 条（八）の規定は直接適用されることなく、C 氏も「訴追が必要であるか否か」も判断材料の一つにすることについては、実務上の取扱いであり、根拠規定は特に存在しないと述べている。

訴追時効制度と立案の関係についての取り扱いの詳細を語ってくれたのは、A 氏である。A 氏は以下のように述べる。立案については明確な定義はなく、97 年刑法第 88 条第 1 項により確かに立案されれば訴追時効の制限は受けないものの、実務上、容疑者が特定できている立案の場合のみに訴追時効にかかることはなく、容疑者が特定できていない立案の場合には訴追時効にかかる可能性がある。A 氏は自身の業務でこのような取扱いを行っているというが、同時にこのような実務処理をする人間は非常に少ないと述べる。A 氏の述べるところによると、訴追時効制度と立案に関する取扱いについては、司法解釈や内部規定が存在しておらず、現場の担当者の意見を基準により処理が行われているという。そして、A 氏と同様の処理を行う者は非常に少ないと述べつても「立案時に容疑者が特定できているか否か」で取扱いを変えるという処理自体には F 氏も「原則として同意」しており、一定程度の支持を受けているものと思われる。もっとも、F 氏は「特別に重大な事件やテロ犯罪の場合、（このような「立案時に容疑者が特定できているか否かで取扱いを分ける」という処理は）再考することが必要であろう。例えば、そのような重大な犯罪やテロ犯罪の場合、容疑者が不明であっても立案のみで訴追時効にからないとすることは検討に値する」と述べ、処罰の必要性が高ければ訴追時効制度にからないよう解釈を変更するべきであると述べている。この議論については、改めて 2.（3）で検討することにする。

ところで、2.（1）で刑法第 88 条第 1 項の解釈についても、非公開ながら解釈方法を示した指針が存在している可能性があると指摘されていると述べた。しかし、A 氏の発言によれば、そのような規定は存在しないということである。さらに、F 氏も「（訴追時効制度を）改正するならば、不起訴にしなければならない場合を明確にしてほしい」と訴追時効により不起訴となる場合が、現

在は不明確である=明確な指針が不存在であるという発言をしている。もっとも、A 氏や F 氏が規定の存在を知らないだけで、やはり刑法第 88 条の規定をどのように解釈するかを示した内部規定などが存在している可能性はまだある。しかし、少なくとも今回はこのような回答が得られた。

(3) A 氏の述べる理論の検討

2. (2) で A 氏が述べた訴追時効と立案の関係についての実務的取扱いについて若干説明した。そこでは、「立案についての明確な定義は存在しない」、「97 年刑法第 88 条の規定により確かに立案されれば訴追時効の制限は受けない」、「しかし、実務上は被疑者が特定できていない場合には、97 年刑法 88 条にいう『立案』には含まず、訴追時効にからなくなるということはない」、「この取扱いのような実務処理をする者は非常に少ない」と述べていた。これらについては全てに疑義がある。ここではこれらを検討していく。

まず、「立案についての明確な定義は存在しない」という点である。立案は、法律上の明確な定義は存在しないものの、1. (1) でも述べたように確固たる定義が学説上存在している。この定義は、1. (1) で挙げた他、譚 (2009: 256)、龙 = 杨 (2012: 245)、王 (2013: 180) などでも採用されており、中国における通説的定義と言って構わない。しかも、条文上の明確な定義はなくとも、註 2 で述べたように、96 年刑訴法第 83 条や 12 年刑訴法第 107 条には「公安機關もしくは人民檢察院は犯罪事實もしくは犯罪被疑者を発見した場合、管轄範囲に従い立案捜査をしなければならない」との規定が、79 年刑訴法第 61 条、96 年刑訴法第 86 条、12 年刑訴法第 110 条には「人民法院、人民檢察院もしくは公安機關は報案、告發 [控告]、通報および自首などにより、管轄範囲に従い、迅速に審査を行い、犯罪事實が存在し、刑事責任を追及する必要があるとき、立案しなければならない。犯罪事實が存在しないもしくは犯

罪事實が明らかに軽微であり、刑事責任を追及する必要がないとき、立案はしないものとし、不立案の原因を告發人 [控告人] に通知するものとする。告發人に不服がある場合は、不服審査をすることができる」との規定がある。これらの条文から、少なくとも「人民法院、人民檢察院もしくは公安機關が、犯罪事實が存在し、刑事責任を追及する必要があると判断したときになされるもの」が立案であるということになるはずである。単なる学説ではなく、法律上もこのように読み取れるにも関わらず、「立案には明確な定義がない」とは言えないはずである。もちろん、「立案はどのようになされるもののが不明確」であるし、「一般的な立案ではなく、97 年刑法第 88 条が指す立案の定義が不明確」ではある。しかし、それであったとしても中国における刑法法上の立案に「明確な定義は存在しない」ということにはならないであろう。

次に「97 年刑法第 88 条の規定により確かに立案されれば訴追時効の制限は受けない」という発言に関する問題である。2. (1) で述べたように、今回、B 氏、D 氏、E 氏、F 氏の 4 人は単に立案がなされるのみで訴追時効にかかることはなくなるとの認識を示している。さらに、C 氏は立案だけでは訴追時効にからなくなることはないとしながらも、立案の他の要件は「訴追をする必要があるか」という判断であるとしている。結果として、今回得られた回答の全てが、「捜査または裁判から逃れた場合」という要件は、実務上消滅しているという内容となっている。そして、今回の回答の中に「条文上、捜査または裁判から逃れた場合、という要件があるはずなのだが、それは無視され、実務上は立案されれば訴追時効にかかることはないという扱いになっている」という回答を一人も挙げていない。ここから、中国の検察官は、実務上の取扱いを重要視しており、条文にどのように規定されているかには興味が薄いと言えるかもしれない。そこから、この「97 年刑法第

88条の規定により確かに立案されれば訴追時効の制限は受けない」という発言は、「A氏の発言」ではなく「中国における実務上の法解釈」の問題点であると言える。

次に、「しかし、実務上は被疑者が特定できない場合には、97年刑法88条にいう『立案』には含まず、訴追時効にからなくなるということはない」という発言についてである。この発言の最大の問題は、やはり条文に規定されていない要件を実務上の取扱いで付加している点であろう。もっとも、条文と実務の取り扱いに差異があるという点では、「捜査または裁判から逃れた場合」という要件を死文化させている点と問題の本質的は同等であると言えよう。ところで、立案と容疑者が特定されたら訴追時効にからないという取り扱いは、訴追時効が人を基準とした制度であり、事件を基準をしているわけではないと言える。訴追時効が人を基準としているからこそ、立案された時に「訴追時効にかかることはなくなった者は誰か」という情報を必要としていると言える。仮に訴追時効を事件を基準とした制度と考えるならば、「訴追時効にかかることがないのは、この事件の容疑者である」という考え方になるはずだからである。

ところで、このように立案と被疑者の特定により訴追時効にからなくなるという取り扱いで問題となるのは、公安機関や人民検察院が特定した被疑者が、捜査を続けていくうちに「犯罪行為を行っていなかった」、すなわち他に真犯人がいるということが明らかになった場合はどのようにするのだろうかという点である。この点については、「次に容疑者であると判断できる者が確定した時にその容疑者が訴追時効にからなくなるという取り扱いをするのであろう。しかし、甲が真犯人であったのに乙が容疑者として特定され立案された場合に、長時間乙に対し捜査を行い、甲は犯罪を行っていなかったということが明らかになるまで甲の訴追時効期間は進行することになる。捜査

期間が長期間乙が真犯人であると思い込んだ上で捜査が難航していた場合、甲の訴追時効は完成している可能性もある。そうすると、最初から甲を特定していた事件と比べ、捜査機関が真犯人を容疑者として特定できたか否かで訴追時効制度による効果が変わってくる可能性がある。そのため、犯罪者に対する制度適用の公平性という観点から大きな問題を抱えていると考えられる。むしろ、単なる立案のみで訴追時効にからないとした方が、「捜査機関から見て特定できていない容疑者を含め、その事件の全ての容疑者」が訴追時効にかかることはなくなり、公平感があるのではないだろうか。

また、「実務上は被疑者が特定できない場合には、97年刑法88条にいう『立案』には含まず、訴追時効にからなくなるということはない」という取り扱いには、まだ捜査も行っていない段階のはずの立案時に、「既に裁判結果で犯人となる者は決定している」ようにも見えることも問題である。中国の裁判は「先定後審」と呼ばれ（小口＝田中 2012：92～93）、先に決まっている結論に合うように、裁判官などは口を動かしているだけと言われることもある（鈴木 1993：179）。しかし、このような訴追時効の取扱いを見ると、それは裁判に限ったことではなく、公安機関にとって容疑者が確定し、立案がなされた段階で既に少なくともその容疑者が犯人であると公安機関や人民検察院内部では決定しているように見える。

「この取扱いのような実務処理をする者は非常に少ない」という発言については、結局のところ訴追時効制度について明確な基準がなく、訴追時効制度の運用について疑義が生じる点については、そのときの担当者の裁量で処理がなされているということを表している。裁判にならずとも、2.（1）で述べた案例のように、取り扱いや処理方法がその時々で違いがあるのが中国の実務処理と言えよう。

3. 結びにかえて

本稿では、訴追時効に関する検察官のインタビューから、立案制度との関係を見てきた。そこで明らかになったことは、検察官の現場での取り扱い自体が条文と大きく乖離しているということである。特に、97年刑法第88条第1項の「捜査または裁判から逃れた場合」という文言を実務の現場で意識する者は今回のインタビューでは見受けられなかった。また、97年刑法第88条第1項により訴追時効にかかる場合には、「訴追をする必要があるか」や「容疑者が特定されているか」といった要件を付加して実務を動かしている場合がある。これは、訴追時効の実務処理に関して明確な基準が存在していないため、現場の担当者の考え方で処理が進むため、取り扱いが一定していないとのことである（もっとも、そのようにいろいろな解釈が実務上できる中で、「立案さえされれば、それのみをもって訴追時効にかかることはない」という処理が多数を占めている点からは、やはりそのように規定した内部規則が存在している可能性は否定できない）。

もっとも、「訴追する必要があるか」という要件を付加していることについては、12年解釈第241条（八）に根拠と呼べる条文があるのだが、あくまで「実務上の取り扱い」であるとしている（C氏回答）。ここから、少なくとも訴追時効制度については、中国の検察官は関連条文をあまり知らず、業務に就いた時に教わるであろう実務上の取り扱いを優先して制度を運用していると言える。「実務上の取り扱い」という手法について、あまり深く考えたことがないという回答もあり（C氏回答）、この点からも言えるだろう。

では、なぜ実務上の取り扱いと条文が大きく異なるのかと言えば、結局、人民検察院が「処罰すること」に重きを置いていたためと言える。「処罰を行うためには仕方ない」（E氏回答）、「一定の社会的影響が大きな事件などに対しては……不起訴の決定を行うことが難しい」（F氏回答）な

どと言われている。すなわち、なるべく全ての事件で処罰を行おうとする検察官によりこのような訴追時効の実務処理が生み出され、結果として条文と大きく乖離し、新しい検察官は「これが実務である」と思い込み、特に疑義は呈されず、実務慣行として確固たるものになったと考えられる。

資料

A氏（20代。天津市内人民検察院勤務検察官。2018年1月12日聞き取り）

——これまでの業務中に、訴追時効完成と判断されたことによって訴追されなかつた例を見たことがあるか？

A「少なくとも私は見たことはない」。

——97年刑法第88条により、一度立案されればそれのみで訴追時効の制限を受けることがないとの実務運用がなされていると指摘されているが、業務を経験してこの指摘に同意するか？

A「私個人の事件処理の経験から言えば、訴追時効制度については争いがある。97年刑法第88条の規定により確かに立案されれば訴追時効の制限は受けないことになっている。しかし、『立案』については、明確に定義がなされていない。実務上、公安機関は犯罪の容疑者が誰なのか確定していないなくても立案することができる。すなわち、容疑者が未確定な場合に、被害者の報案や、市民からの通報があった場合にも、その犯罪事実についてある程度の調査はするものの、立案がなされるのである。一部の司法従事者は、犯罪の容疑者が特定できていない場合の立案は97年刑法第88条にいう立案には含まないと解釈している。基本的に公安機関は実務上犯罪事実があると判断すれば、容疑者が特定できていない段階であったとしても立案をする。しかし、一部の司法従事者は、訴追時効は人に対する時効であり、犯罪事実に対する時効ではないと考えているため、容疑者が特定できているかが判断基準となるのである」。

——すると立案時に容疑者が特定できているか否かが重要な基準となってくるのか？

A 「私は人民検察院に勤務しているが、人民法院も含めて、立案時に容疑者が分かっている場合にのみ訴追時効制度による制限を受けないという取り扱いをしている。犯罪行為が立案されたとしても、容疑者が誰か分かっていない場合には訴追時効にかかる可能性がある。しかし、このような区分分けを行って、実務処理をする人間は非常に少ない」

——「このような実務処理を行う人間は非常に少ない」ということは、これとは異なる処理をする者もいるということを認めるのか？

A 「立案と訴追時効制度の関係については、司法解釈や内部規定が存在しておらず、案件を処理する担当者や審査を行う者などが現場での意見を基準に処理を行っている。どうしても処理方法が分からぬ場合には、人民検察院と人民法院が合議することもある」。

——本来そこには統一の基準があるべきではないのか？

A 「私の知る限り、検察機関が全国人民代表大会や最高人民検察院に立法や解釈方法を出すよう要求を出したことは最近はない、また、最高人民検察院もこの問題に対する回答などは出していない」。

——中国では訴追時効は自然人の犯罪のみに適用され、企業犯罪には適用されていないとの指摘があるが、業務を経験してこの指摘に同意するか？⁶

A 「97年刑法においては、全ての犯罪が訴追時効制度の対象となっており、企業犯罪も例外ではない。しかし、どのように訴追時効を適用するのかという点については議論の余地がある。企業犯罪に訴追時効制度は適用されないと主張は、企業が自然人と比べてその寿命が長いからであろう。法人の消滅理由については自然人と比べ種類も多く複雑であり、不確定要素も大

きい。そのため、企業犯罪に対する訴追時効制度の意義と自然人に対する訴追時効制度は性質が異なり、一緒に議論することもできないのではないか。個人的には、企業犯罪にも当然訴追時効制度は適用されるが、その意義は大きくなない。訴追時効期間内に当該企業や法人が消滅した場合、その刑事責任を追及されるのは、企業の役員および直接の責任者である。ならば、企業犯罪に対する訴追時効制度の意義は事実上大きくなないと見える。しかし、刑法上的一部の犯罪行為は企業が起こすことを前提にしている。例えば、出資金の横領や虚偽破産罪、横領罪などの犯罪行為は、企業が存在するために規定されている。このため、訴追時効制度を適用することにより、企業の刑事責任が免除されがあれば、それは不合理であると個人的には考えている」。

——訴追時効制度には改正が必要だと思うか。

A 「大部分の検察官は、訴追時効制度の改正は必要ないと考えているか訴追時効制度について深く考えていない。これに関する重要な原因の一つは、公安機関が移送して起訴された案件は、基本的に捜査時に訴追時効期限が経過することが排除されているからである」。

——それはやはり、容疑者が特定された上で「立案」された後に公安から人民検察院に送致がなされるため、人民検察院のレベルでは訴追時効期限が経過することはないという理解か？

A 「その通りだ」。

——これまでの業務中に、訴追時効完成により訴追すべきではないのに、訴追され、有罪判決が出された例を見たことがあるか？

A 「私個人が処理した案件や2012年頃に人民検察院が処理した案件については、訴追時効が完成しているにも関わらず、訴追を強行した例はない。他にもこれに類する案件も聞いたことはない。個人的な推測だが、そのような案件があったとしても、全国レベルでの極めて特殊な例な

のではないだろうか。また、もしそのような例があったら、それには二つの原因が考えられる。一つは案件を処理する者たちの訴追時効に対する不注意の問題である。誤って起訴され、誤って判決が下ったのではないか。一般的には訴追時効期限が経過した案件は、公安機関は起訴へと移送しない。すなわち、検察官や裁判官がそのような訴追時効期間が経過した案件を処理する際には、この点につき注意を怠ってはならないはずにも関わらず、誤った判断がなされたのではないだろうか。二つ目は、政治的因素で訴追時効の規定が無視された可能性である。このような案件は私にとっては参考になる事例とは言えない。極めて少数ではあるが、刑法により最高人民検察院が訴追を継続する場合もある」。

——政治的原因により訴追時効の規定が無視されることもあると考えているのか？

A 「極まれにだが、そういうこともあると思う」。

——訴追時効制度について何か考えていることがあれば教えてほしい。

A 「個人的には訴追時効の存在は肯定されるべきであると考えている。しかし、その制度は非常に粗雑である。まず、訴追時効の期限は法定最高刑を基準に5年未満、5年以上10年未満、10年以上および無期懲役、死刑の四つの場合に分けられているが、これらは刑法各論内の刑期とに乖離がある。刑法各論が規定している犯罪の刑期の多くは、3年、7年、10年、15年を基点に分類ができ、5年や10年は基点とはなっていない。多くの事件では特に問題はないが、訴追の際に、軽罪と重罪を分類した意義は失われていると言えよう。また、観念的競合〔想像競合〕の場合、例えば、ある者が殴打行為を行い故意傷害罪（軽罪）に該当しつつも、故意に騒ぎを引き起こした罪（挑発混乱引起罪〔尋釁滋事罪〕）にも該当する場合には、観念的競合の基本原則に従い、挑発混乱引起罪（5年以下の有期懲役）により訴追時効の期間は10年で

あり、同時に故意傷害罪（3年以下の有期懲役）により訴追時効の期間は5年でもある。この場合には被告人に有利になるように訴追時効制度の解釈をするのか否かについて、疑義があると言える。このような問題は、訴追時効が刑法各論の罪名や刑期との整合性がないため発生していると言える。

次に、訴追時効の理論的基礎と刑法に規定されている一部の犯罪には矛盾が存在する。例えば、職務犯罪などの身分犯に関してである。汚職罪は国家公務員が主体となって犯罪を行ういわゆる身分犯であるが、ある汚職の犯罪者は、数十年間汚職行為を継続していたにも関わらず、人事配転などにより異なる職場をいろいろと経験していたとする。そして、その異なる職場全てで汚職行為を行っていた場合、初めて行った汚職行為については、訴追時効の期間が経過している可能性がある。このような状況では、通説では継続犯とは呼べないものの、犯罪行為と職務上の身分が密接に関連していると言える。個人的には、このような者の圧倒的に多くは、他の犯罪も行っており、しかもそれが隠蔽されていると言える。構成要件中、必要となる身分の要件があるものの、その身分ゆえに犯罪が隠蔽できるということが起こっている。そのため、個人的にはこのような場合には訴追時効の適用は除外すべきであると考えている」。

B 氏（20代。福建省内人民検察院勤務検察官。
2018年2月4日聞き取り）

——これまでの業務中に、訴追時効完成と判断されたことによって訴追されなかった例を見たことあるか？

B 「ある」。

——これまでの業務中に、訴追時効完成により訴追すべきではないのに、訴追され、有罪判決が出された例を見たことがあるか？

B「ない」。

——97年刑法第88条により、一度立案されればそれのみで訴追時効の制限を受けることがないとの実務運用がなされていると指摘されているが、業務を経験してこの指摘に同意するか？

B「同意する」。

——中国では訴追時効は自然人の犯罪のみに適用され、企業犯罪には適用されていないとの指摘があるが、業務を経験してこの指摘に同意するか？

B「同意しない」。

——同僚も含め、中国の訴追時効制度は改正されるべきと考えているか？

B「訴追時効制度を改正すべきとの意見を主張する者は見たことがない」。

——訴追時効制度について何か意見や思うところはあるか？

B「特はない。訴追時効については人民检察院内でもあまり話題にならないため、考えたことがない」。

C氏（30代。北京市内人民检察院勤務の検察官。2017年12月21日聞き取り）

——これまでの業務中に、訴追時効完成と判断されたことによって訴追されなかつた例を見たことがあるか？

C「ない」。

——これまでの業務中に、訴追時効完成により訴追すべきではないのに、訴追され、有罪判決が出された例を見たことがあるか？

C「ある」。

——97年刑法第88条により、一度立案されればそれのみで訴追時効の制限を受けることがないとの実務運用がなされていると指摘されているが、業務を経験してこの指摘に同意するか？

C「立案がなされることは唯一の時効期間を延長する要件ではない。立案がなされた後、容疑者を訴追する必要があるかないかを判断すること

も重要な要件となっている。もし立案がなされたとしても、訴追の必要がなく、捜査、起訴、審判などを行う必要がないのであれば時効完成と同様の効果を与えることになる」。

——そのような要件は条文上存在しないが「容疑者を訴追する必要があるか」という要件の根拠はどこにあるのか？

C「実務上このように取り扱っている」。

——では、訴追時効の期間が経過しても、訴追の必要があれば訴追されるということなのか？

C「深く考えたことがないから、これ以上はこの点については答えられない」。

——中国では訴追時効は自然人の犯罪のみに適用され、企業犯罪には適用されていないとの指摘があるが、業務を経験してこの指摘に同意するか？

C「同意しない」。

——同僚も含め、中国の訴追時効制度は改正されるべきと考えているか？

C「現在の法運用には不足している点が多いと思う。立法についても合理的かつ国情に合った改革が必要であると思う。当然に最も重要なのは、法が正しく運用されることであることは言うまでもない。そして、訴追時効制度に関する知識をもっと普及させ、訴追時効により不利益を被る事件当事者を減少させることが必要であると思う」。

——中国の国情にあった訴追時効制度とはいかなるものか？

C「多くの者がこのような制度について知らないため、人々と制度の間に乖離がある。人々に知られていないということはすなわち国情に合っていないということである」。

——訴追時効により不利益を被る当事者というは？

C「加害者が刑罰に処されることを期待していた犯罪被害者などである」。

——訴追時効制度について何か意見や思うところ

はあるか？

C「訴追時効制度は、意義のある制度であると思う」

D 氏（30代。山西省内人民検察院勤務の検察官。2017年12月20日聞き取り）

——これまでの業務中に、訴追時効完成と判断されたことによって訴追されなかった例を見たことがあるか？

D「ない」。

——これまでの業務中に、訴追時効完成により訴追すべきではないのに、訴追され、有罪判決が出された例を見たことがあるか？

D「ある」。

——97年刑法第88条により、一度立案されればそれのみで訴追時効の制限を受けることがないとの実務運用がなされていると指摘されているが、業務を経験してこの指摘に同意するか？

D「単に立案されていることのみで訴追時効の制限にはかかるないとするのが実務であり、同意する」。

——中国では訴追時効は自然人の犯罪のみに適用され、企業犯罪には適用されていないとの指摘があるが、業務を経験してこの指摘に同意するか？

D「同意しない」。

——同僚も含め、中国の訴追時効制度は改正されるべきと考えているか？

D「中国の訴追時効制度には改正が必要であると思う。いずれの国にあってもその国情に合った合理的な制度が必要である」。

——中国の国情にあった訴追時効制度とはいかなるものか？

D「それは分からぬ。しかし、現在の制度は中国には合わないと思う」。

——いかなる部分が合わないのか？

D「一般的に訴追時効制度はあまり知られておらず、人々の刑事訴追の考え方と乖離があるよう

に思える」。

——訴追時効制度について何か意見や思うところはあるか？

D「最も重要なのは法の知識が普及しているかどうかである。訴追時効制度の知識を普及させ、訴追時効の対象となる当事者が不利にならないようにしなければならない」。

E 氏（30代。新疆ウイグル自治区内人民検察院勤務の検察官。2019年3月9日聞き取り）

——これまでの業務中に、訴追時効完成と判断されたことによって訴追されなかった例を見たことがあるか？

E「見たことがない」。

——97年刑法第88条により、一度立案されればそれのみで訴追時効の制限を受けることがないとの実務運用がなされていると指摘されているが、業務を経験してこの指摘に同意するか？

E「同意する」。

——これまでの業務中に、訴追時効完成により訴追すべきではないのに、訴追され、有罪判決が出された例を見たことがあるか？

E「見たことがない」。

——それでは、訴追時効が完成した場合、不起訴となっているということか。

E「先に述べたように、そもそもが訴追時効完成によって不起訴となった例を見たことがない。みな立案されれば訴追時効は完成しなくなるためである。そのため、そもそもが訴追時効の期間が経過するということはほとんど起こらず、結果として『訴追時効完成により訴追すべきではない』という事例が発生していない」。

——それでは、訴追時効制度は条文上の制度であり、実際に使われることはないのか？それは、条文が死文化しているということであり、また問題なのではないか？

E「処罰を行うためには仕方ない」

——ある者から、「立案されて容疑者が明確になっ

た場合のみに訴追時効の制限は受けないとし、立案がなされても容疑者が確定していない場合には、「訴追時効にかかりうる」とするのが中国の司法実務と聞いたが、これには同意するか？

E「同意する」。

——ならば、容疑者が明確になっていない場合には訴追時効が完成する場合もあるのではないか？

E「しかし、実務ではそのような場合を見たことがない」。

——中国では訴追時効は自然人の犯罪のみに適用され、企業犯罪には適用されていないとの指摘があるが、業務を経験してこの指摘に同意するか？

E「同意する」。

——同僚も含め、中国の訴追時効制度は改正されるべきと考えているか？

E「私の周りの者はみな訴追時効制度の改正は必要だと考えている」。

——訴追時効制度について何か意見や思うところはあるか？

E「訴追時効の起算点、中断、延長などの点については、法律上簡素な規定があるだけで、明確かつ客観的な要件が定められていない。そのため、各現場の主觀で制度を運用しているところが多分にある」。

——それにも関わらず、訴追時効制度の改正は不要と考えるのか？

E「私が刑法を学んだときからある制度であり、検察官になったときからの運用方法であるし、これまでいいと考えている」。

F氏（50代。北京市内人民检察院勤務の検察官。2019年3月9日聞き取り）

——これまでの業務中に、訴追時効完成と判断されたことによって訴追されなかつた例を見たことがあるか？

F「見たことがない。そもそも、訴追時効完成に

よる不起訴の事例は非常に少ないとと思う。これは、裁判結果が全て公開されていないという問題もあり、具体的には分からぬが、訴追時効完成による不起訴の事例を具体的に探すのは非常に困難を極める」。

——97年刑法第88条により、一度立案されればそれのみで訴追時効の制限を受けることがないとの実務運用がなされていると指摘されているが、業務を経験してこの指摘に同意するか？

F「本来は、刑法の規定に従い、容疑者が逃亡などをしない限り、立案されても訴追時効の制限を受けないことはないはずなのだが、現実には立案のみで訴追時効の制限を受けることはなくなっている。ただし、理論上はここでいう逃亡とは、ずっと家にいたり、以前と同じ会社に出勤していたりと司法機関がすぐに連絡を取ることができるもの以外と指すと検察官は考えている」。

——これまでの業務中に、訴追時効完成により訴追すべきではないのに、訴追され、有罪判決が出された例を見たことがあるか？

F「先に述べたように、立案されれば訴追時効にかかることはなくなる。そのため、訴追時効が完成することはほとんどないし、訴追時効が完成する場合を想定した議論にはほとんど意味がないと言ってかまわない。ただし、検察官は一応、刑罰の厳罰さの程度、立案により訴追時効にかかるくなるとの規定がなかったとした場合、訴追時効完成からどれだけ時間が経過しているか、被害者が受けた被害の程度、社会の影響など総合的に判断して起訴するかを決めている」。

——すると、97年刑法第88条の規定がなかった場合に、訴追時効完成からどのくらい時間が経過しているかという点も、起訴するか否かの判断材料の一つになっているのか。

F「その通りだ」。

——もし業務中に、訴追時効完成により訴追すべ

きではないのに、訴追され、有罪判決が出たという事例が発生したとしたらどう考えるか。

F「司法実務中、一定の社会的影響が大きな事件などに対しては、伝統的な必罰の考え方から、世間から司法機関に大きな圧力がかかり、不起訴の決定を行うことが非常に難しい。そのようなことに原因があると言えるだろう。これは人々の法意識の中でも特に変えなければならぬ点であると思う。また、犯罪被害者に対して、訴追時効制度について大きく説明する必要が生じることになる。」

——すると、法律よりも世間の圧力により司法機関が動くと言うのか？

F「それが中国の伝統だ。」

——ある者から、「立案されて容疑者が明確になった場合のみに訴追時効の制限は受けないとし、立案がなされても容疑者が確定していない場合には、訴追時効にかかりうる」とするのが中国の司法実務と聞いたが、これには同意するか？

F「原則としては同意する。しかし、特別に重大な事件やテロ犯罪の場合、再考することが必要であろう。例えば、そのような重大な犯罪やテロ犯罪の場合、容疑者が不明であっても立案のみで訴追時効にかかるないとすることは検討に値する。」

——それは先ほどと同じことになるが、やはり世間からの圧力などが原因か？

F「当然そうだ。」

——中国では訴追時効は自然人の犯罪のみに適用され、企業犯罪には適用されていないとの指摘があるが、業務を経験してこの指摘に同意するか？

F「一般的には自然人に対して適用される制度であるが、企業犯罪にも適用されている。」

——同僚も含め、中国の訴追時効制度は改正されるべきと考えているか？

F「現在の訴追時効制度には大きな問題はなく、改正の必要はないだろう。もし改正するならば、

不起訴にしなければならない場合を明確にしてほしい。」

——それは現在の訴追時効によって不起訴になる場合が不明確であるという意味であり、それは改正されるべき問題点ではないのか？

F「改正されるなら、不起訴の場合を明確にすべきであり、現在、不起訴になる場合がやや不明確なのは大きな問題ではない。」

——訴追時効制度について何か意見や思うところはあるか？

F「訴追時効制度は非常に意義のある制度である。これがあることによって、公安や司法機関は最近の事件に集中することができ、社会の安定にも寄与している。さらに、刑法の自己抑制の原則も体現している。もちろん、犯罪者にも脅威を与える効果もある。」

——訴追時効制度が犯罪者に与える脅威とは何か？

F「事件が早めに処理されるという脅威だ。」

——また、訴追時効完成と判断されたことによって訴追されなかった例は見たことないし、あつたとしても非常に少なく、立案によって訴追時効にかかることはないとも述べていたが、それでは、先に答えた公安などが最近の事件に集中したり、社会の安定に寄与するという効果は得られないのではないか？

F「…………（回答せず）。」

注

1 中国の刑事訴訟では、検察官による「公訴」の他に、犯罪被害者が直接加害者に刑訴訟を直接起訴する「自訴」と呼ばれる制度が認められている。そして、「自訴」も時効制度の対象となるため中国では「公訴時効制度」とは呼ばれないでのある。

2 96年刑訴法第83条、12年刑訴法第107条は「公安機関もしくは人民検察院は犯罪事実もしくは犯罪被疑者を発見した場合、管轄範囲に従い立案捜査をしなければならない」と、79年刑訴法第61条、96年刑訴法第86条、12年刑訴法第110条は「人

民法院、人民検察院もしくは公安機関は報案、告発〔控告〕、通報および自首などにより、管轄範囲に従い、迅速に審査を行い、犯罪事実が存在し、刑事責任を追及する必要があるとき、立案しなければならない。犯罪事実が存在しないもしくは犯罪事実が明らかに軽微であり、刑事責任を追及する必要がないとき、立案はしないものとし、不立案の原因を告発人〔控告人〕に通知するものとする。告発人に不服がある場合は、不服審査をすることができる」と規定している。

3 日本の「告発」は「捜査機関に対し犯罪事実を申告し、犯人の訴追を求める意思表示であり、誰でも行うことができる」(日本の刑事訴訟法(昭和23年(1948年)7月10日公布。平成26年(2014年)6月25日最終改正。同年7月15日改正法施行)第239条第1項)という意味であり、中国の告発〔控告〕とは異なる。

4 12年解釈が施行される前には、最高人民法院の《中華人民共和国刑事訴訟法》を失効する若干の問題に関する解釈〔最高人民法院关于执行《中华人民共和国刑事诉讼法》若干问题的解释〕(1998年9月2日発布。同月8日施行。2013年1月1日失効)第176条(八)が同じ条文を規定していた。

5 中国では法律の条文の隙間を埋めるのは、判例ではなく、司法解釈である。司法解釈とは、中国において法律の解釈指針を示すもので、最高人民法院もしくは最高人民検察院が事件の発生とは関係なく、法律と同じ形式で発布する有権解釈である。

6 (判 2002:98)は、「時効は自然人による犯罪のみを対象としており、企業犯罪はその対象にならない」と述べている(この主張については日本語では(劉(高橋(訳))2016:180))。この主張を本稿で検討する紙幅はないが、稿を改め検討できるように、ここで質問事項としておいた。

引用・参考文献

[日本語文献]

鮎京正訓(編), 2009, 『アジア法ガイドブック』名古屋大学出版会。

小口彦太, 2003, 『現代中国の裁判と法』成文堂。

小口彦太=田中信行, 2012, 『現代中国法』(第2版)成文堂。

鈴木賢, 1993, 「人民法院の非裁判所的性格——市場

経済化に揺れる法院の動向分析——」『比較法研究』比較法学会(55):174-182.

高橋孝治, 2016, 「中国における公訴時効(訴追時効)制度を正当化する学説についての考察」『法學政治學論究』慶應義塾大学大学院法学研究科(111):77-100.

高橋孝治, 2017, 「中国で公訴時効(訴追時効)に運用が問題となるある裁判の分析」『東アジア研究』東アジア学会(21):45-61.

高橋孝治, 2018, 「中国で公訴時効(訴追時効)により有罪とならなかった場合の分析検討」『東アジア研究』東アジア学会(22・23):79-97.

高見澤磨=鈴木賢[ほか], 2016, 『現代中国法入門』(第7版)有斐閣。

夏目文雄, 1974, 「中国刑法における時効論」『紀要』愛知大学国際問題研究所(55):47-62.

劉鵬(高橋孝治(訳)), 2016, 「中国法に内在する自己矛盾——劉鵬『犯罪に関する公訴時効のいくつかの問題の研究』の翻訳」『群系』群系の会(37):179-185.

[中国語文献]

陈卫东(主编), 2014, 《刑事诉讼法》(第4版)中国人民大学出版社。

樊崇义(主编), 2009, 《刑事诉讼法》中国政法大学出版社。

郭召军, 2002, 〈追诉时效无限延长的适用条件探析〉, 《中国律师》中华全国律师协会2002年8期:73.

黄晓亮, 常秀娇[ほか], 2012, 《刑罚消灭制度适用》中国公安大学出版社。

贾宇(主编), 2009, 《刑法学》中国政法大学出版社。

刘鹏, 2002, 〈关于犯罪追诉时效几个问题的研究〉, 《甘肃政法学院学报》甘肃政法学院(63):97-99.

龙宗智=杨建广(主编), 2012, 《刑事诉讼法》(第4版)高等教育出版社。

谭世贵(主编), 2009, 《刑事诉讼法学》法律出版社。

于志刚, 1998, 《追诉时效制度比较研究》法律出版社。

于志刚, 1999, 《追诉时效制度研究》中国方正出版社。

王国枢(主编), 2013, 《刑事诉讼法学》(第5版)北京大学出版社。

王敏远(主编), 2012, 《中国刑事诉讼法教程》(第2版)中国政法大学出版社。

(TAKAHASHI, Koji /一般企業勤務)